

原発事故は人災

原発事故の主因は

「当初設計の未熟さによるもの」

これを司法が判示すれば

全ての国民が救われる

1

報告集会説明資料

2023・2・8

原告 井戸川克隆

ダーティーボムという言葉Weblioより

ダーティーボムは爆薬で放射性物質を飛散させ、周囲を放射能で汚染すると言った用いられ方をする。なお、原子力発電所が爆発を伴ってメルトダウンし、周囲に放射性物質をまき散らした状態を、ダーティーボム状態というように形容する場合もある。

双葉町民は東京電力から**ダーティーボム攻撃**をされ続けている。



人と心のエネルギー
未来をひらく双葉町

双葉町 町政要覧



FUTABA TOWN COMMUNITY GUIDE



福島県双葉町役場

〒979-1495 福島県双葉郡双葉町大字新山字前沖28番地
TEL.0240-33-2111(代) FAX.0240-33-2936
●ホームページアドレス
<http://www.town.futaba.fukushima.jp>

発行年月日/平成19年9月

●発行:福島県双葉町 企画・制作: 緑ネクスト情報はましん

双葉町は平穏無事な
はずだった

双葉町を襲う津波

2011.3.11撮影 大津波襲来
(双葉町役場より)

津波襲来



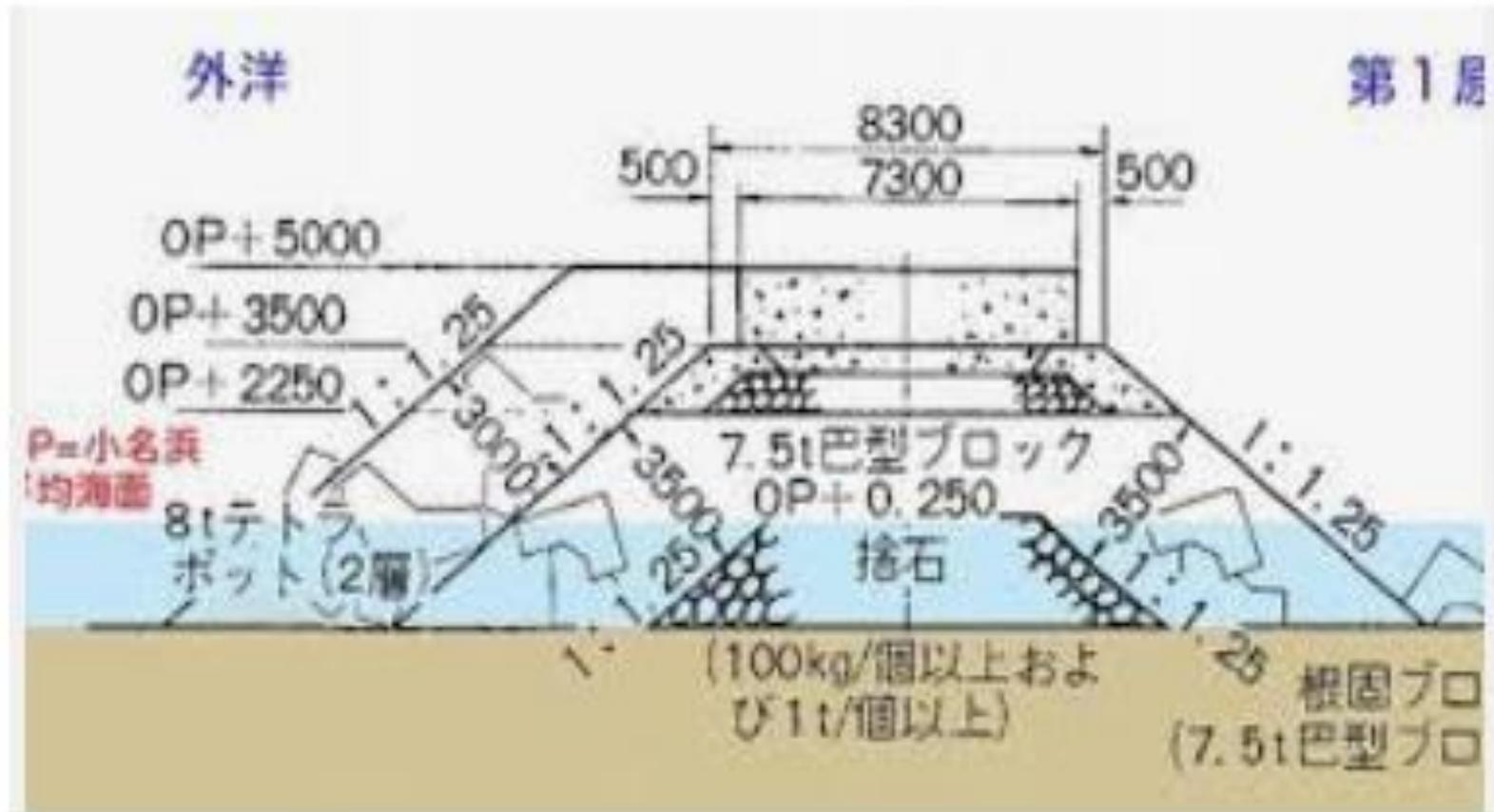
第一原発には防潮堤は無った



津波が**防波堤**を
通り抜けている



第一原発はブロックの積み木

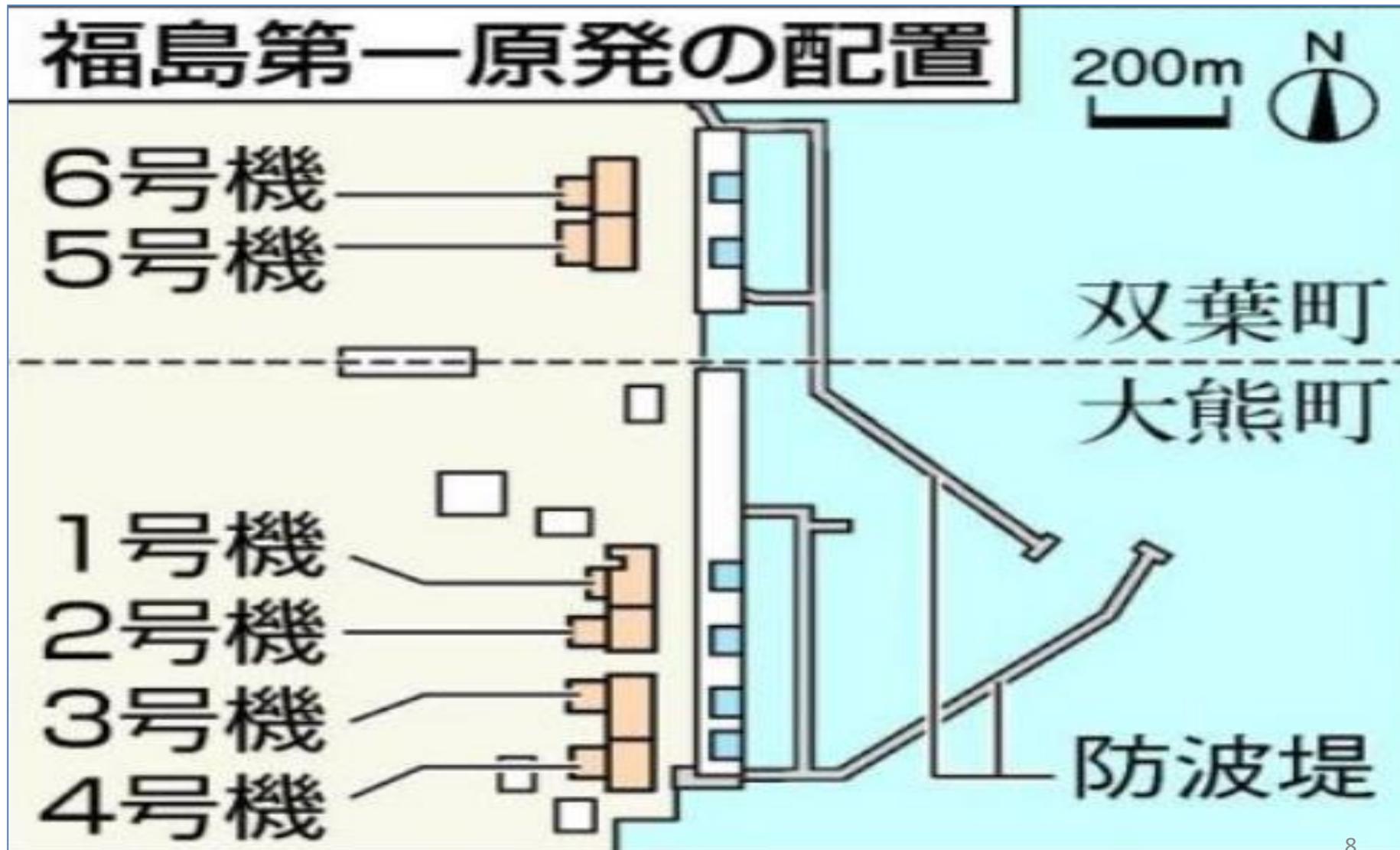


第1原発港湾の防波堤は、魚のすり抜けが可能です。 - Together

1号機ベントの流れ



5・6号機から放射能は出していません

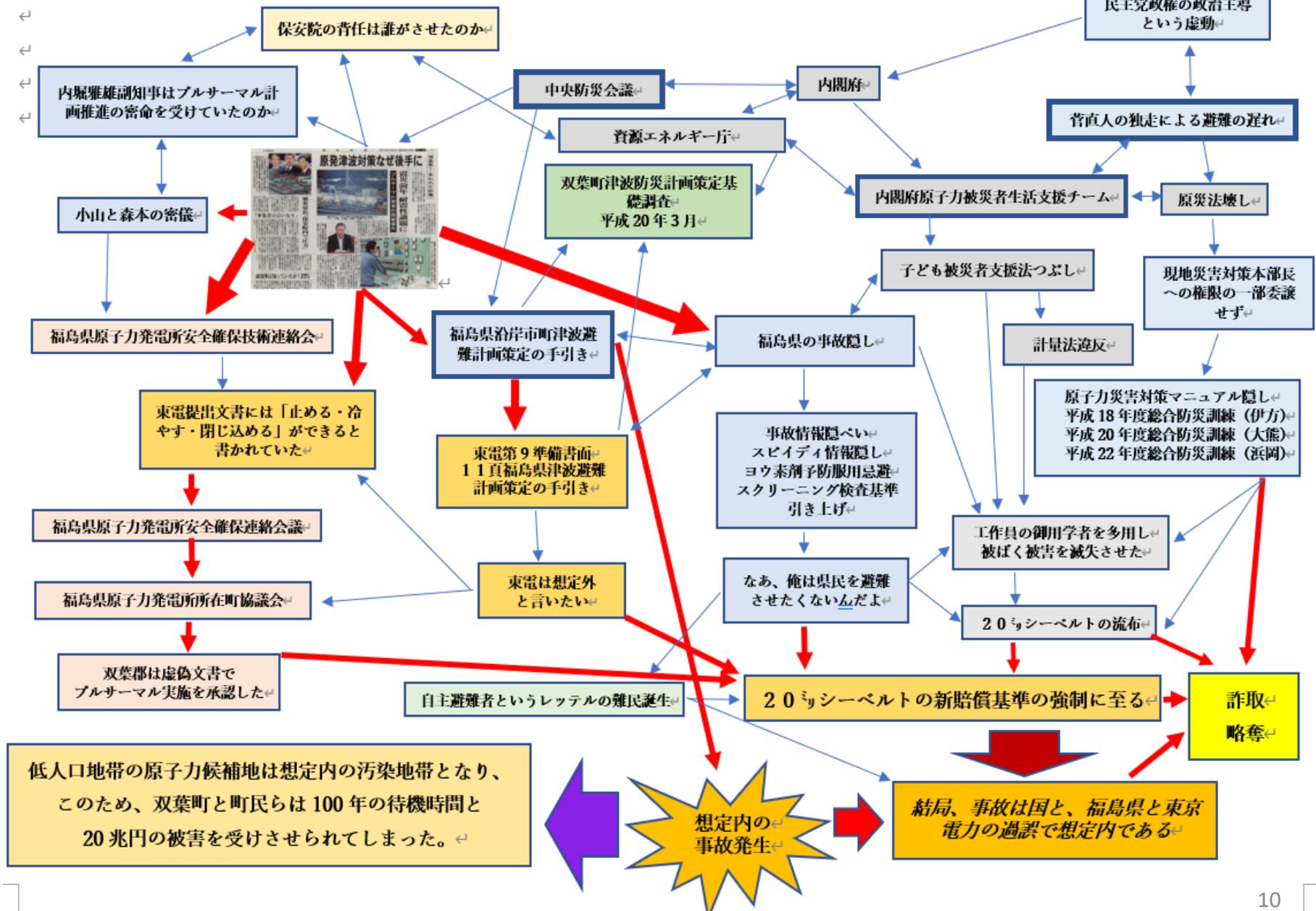


原発事故原因は津波に有らず

- 最高立法機関が作った国会事故調では
 - ・ 規制主務省庁らが事業者らの「**虜**」だったと。
 - ・ 事故が「**人災**」だったと断じている。
- 政府事故調・民間事故調等も
 - ・ 事故を招いたのは政府の不作为としている。
 - ・ 事故を津波主犯説とは言ってない。
- 司法機関の不作为
 - ・ 福島県警は「現場検証」を怠っている。
 - ・ 各裁判は「事実を背を向けた」判決をしている。

悪質な人災の構図（犯罪的事故隠し）

2021.11.26 作成 文責 原告 井戸川克隆



「官」の婢民扱いによる悪しき裁判例

○官は絶対「善」、民は絶対「悪」という裁判例

令和4年6月17日最高裁第二小法廷判決を読むと、「被上告人(1, 2, 3, 4, 5, 6)の請求をいずれも棄却する」と、4人の裁判官の3対1の多数3の意見を集約して、上告人国には責任が無いと判決を下した。 まるで、裁判所までが原子力の虜か？。

これに対して、少数意見の三浦裁判官の意見書は、井戸川が体験してきた事実を超えた、法と証拠に基づいた「正論」を語っていると受け止めているが、現場の事実と証拠のない、三人の多数意見(策文)に負けた。

最高裁判所はウソを言う

○原発事故は防げなかったという「ウソ」

- ・防げなかったではなく、**防ぐことをやらなかったから事故が起きたが、正しい裁断。**
- ・防ぐことをやらなかったとは、津波・地震対策を**先送りする工作**をしていたこと。
- ・事故が起きたことは、地震や津波で壊れるような**未完成の発電所**だったから。
- ・この発電所の設計の**審査をした国が未熟**だったから起きた。
- ・**国の検査機関の完成検査が不良**だったから。

令和3年(受)第342号 原状回復請求事件 令和4年6月17日 第二小法廷判決

東京電力福島第一原子力発電所が立地する原発事故の被害を被った双葉町の当時の町長の証言

1. 何があっても原発を「止める、冷やす、閉じ込める」の公約違反。

2. 平日公務として行っていた「原子力防災訓練」を放棄したのは原子力災害対策特別措置法違反

3. 国・県・双葉町らと原子力事業者の連携を、国が断りもなく双葉町らが無断排除した等々の違反。

は、憲法が定める人格権を侵しているが、これを審理しない違法な判決をした。

第二小法廷判決から見えてくるもの

○上告人の勝訴とは国民の勝利である

- ・上告人は国＝国民、東京電力。
- ・上告人に責任が無いとなれば。

●被上告人並びに国民に義務と責任は無い

事故後の政府の事故対応は、法的裏付けを否定し、法外で実体のない対応をしたことになる。

この判決によると、本件事故の責任者は不在とされた。従って、**現在まで、正しい事故対応を行っていないことが立証された。**

裁判から見える婢民社会の構造

西洋社会にはない「官」に従属する日本社会

- ・江戸の統治が長すぎたので、上位主義が代々遺伝されてきた。
- ・徳川の官僚体制が維新後にさらに発達した。
- ・明治維新後の身分制度（華族等）が婢民を作った。
- ・「富国強兵」という名の下に「官」族が台頭した。
- ・「官」族は、策文（井戸川の造語：ある意図に基づき相手を惑わせる目的に使う文章を策文と呼んでいる）を作り、常に表に出ず、職員（不詳専門家ら）を使い、不当に国民（婢民）を虐げている。

官主・民従の誤り

○建前と本音に負け続ける民意

- ・官（お上）には逆らえない。
- ・官（国）との裁判には勝てない。
- ・官（国）が言うから仕方がないので、あきらめる。
- ・官（国）は強いという妄信・迷信。

○しかし、日本には

- ・お上はいない。
- ・官の雇用者は民である。
- ・官は民の指揮下にある。

やっても、やらなくても同じではない

同じではない!!

自学自習を怠らず

不遑及の原則を忘れるずに

違法には証拠がない

法と証拠があれば負けない

勝つまで負けない

自然法を武器に

現場を軽く見てはいけない

現場には「策文」は不要である

1. 現場に通用するのは実数・実録だけである
2. 案の「設計図」と実数の「施工図」の違い
3. 現場は規格基準にかなう形状、寸法、強度、品質等でなければならない。
4. 「許容誤差」を超えたものは製品とにならない

口約束は契約

被告らが長年言い続けてきた言葉は約束「**公約**」なので、ウソは言えない。

異常があれば運転を「**止める**」、そして燃料を「**冷やす**」、放射能を「**閉じ込める**」と双葉町並びに町民に約束をしてきていた。

これを東電らは「**想定外**」とウソを世間に言いふらしているが、公約を守れなかったと、自らの不作為を言いふらしているに過ぎない。

原告井戸川は、この「**想定外**」というウソを絶対許さない。

事故から事件に変わった

2011年3月11日15時までは事故。

それ以降は、(職責を汚すという)事件に変わった。

その真相は、ウソと偽装と隠蔽で世間を欺き続けていること。

これを正すには、行政に礼儀作法を教えなければならぬほどの、**汚れ**(自分の職場を守るためには何でもやるという汚職)を指摘し、これを**国民が排除**しない限り、**きれいな行政**には戻らない。

JCO臨界事故に学ぶと国が負ける

● JCO臨界事故の各被告の判決

越島建三 東海事業所長 禁固3年猶予5年罰金50万円

加藤裕生 製造部長 禁固3年猶予4年

小川弘行 計画グループ長 禁固2年猶予3年

渡辺 弘 製造グループ職場長 禁固2年猶予3年

竹村健司 計画グループ主任 禁固2年6月猶予4年

横川 豊 製造グループスペシャル班副長 禁固2年猶予3年

ジェー・シー・オー核燃料加工会社 東海事業所
罰金 100万円

なのに、東電らは無罪放免という不可思議な判決を得た。

日本の裁判制度は不等式(≠)

官と民の裁判は不等式

●官の場合

- ・代理人が無尽蔵。
- ・公務としているので資金と労務費は無尽蔵。
- ・無数の証拠を握っている。

○民の場合

- ・裁判費用は私費を使用。
- ・代理人は限定的。
- ・少数の証拠で挙証責任を負っている。

軽薄な日本

- 政治家は発言の結果責任を取らない。
- 政府は法律を守らない。
- 裁判所は公平・公正・中立ではない。
- 子どもが生まれたら資本家らの家畜にされる。
- 行政は資本家の一機関。
- マスコミは企業なので、不都合を伝えない。
- 教育業界は子供を蝕んでいる。
- 国民を貧民にするのは、兵隊への片道切符。
- 地産地消は衰退の入り口。(鎖国状態をいう)

こんなこと思うと悲しくて眠れない

礼儀・行儀・律儀・正義・義務・
責務に反する公務員の多さ。

公務を私益に変える公務員。

放射能を子供に食べさせる福
島県の公務員。

役目を無断で変更する政府。